

第3号議案

《法律改正にともなう定款変更について》

1. 今回の法律改正にともなう定款変更（貸借対照表の公告が義務付けられたことにより下線部を追記）

【定款変更前】

（公告の方法）

第 55 条 この法人の公告は、この法人の事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

【定款変更後】

（公告の方法）

第 55 条 この法人の公告は、この法人の事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

2. 前回の法律改正にともなう定款変更（活動計算書提出による文言の整備）

第 23 条（4）（5）

「収入決算」→「活動決算」

「収入予算」→「活動予算」

第 32 条（3）

「収支予算」→「活動予算」

第 39 条（4）（5）（6）

「収入」→「収益」

第 44 条

「収支予算」→「活動予算」

第 45 条

1 項 「収入支出することができる」→「収益費用を講じることができる」

2 項 「収入支出」→「収益費用」（2 箇所）

第 46 条 1 項

「支出」→「費用」

（事業報告及び決算）

第 48 条

「収支計算書」→「活動計算書」